

戸籍証明書等の請求書【郵送請求用】

(あて先)久御山町長

年 月 日

請求者	住所			
	ふりがな			
	氏名	連絡先(昼間に連絡の取れる電話番号) ※代理人請求の場合は、代理人の連絡先		
生年月日	明治 大正 令和 昭和 平成	年 月 日	Tel	()

代理人	住所			
	ふりがな			
氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		

※代理人の欄は請求者と異なる場合のみ、記入して下さい。直系親族の方以外は、原則委任状が必要です。

必要な戸籍	本籍	京都府久世郡久御山町		
	筆頭者氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	
	※ 個人事項証明書(抄本)の場合のみ、誰のものが必要か記入してください。			
氏名	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		

※ 筆頭者: 戸籍の最初に記載されている人。死亡されていても変わりません。旧戸籍法当時の戸籍では戸主。

証明書の種類	全部事項証明(謄本)		個人事項証明(抄本)	手数料
	戸籍	通	通	1通 450円
	除籍	通	通	1通 750円
	改製原戸籍	通	通	1通 750円
	戸籍の附票	通	通	1通 300円
	身分証明書	通	通	1通 300円
	その他()※1		通	1通 ()円

※1 上記に該当のないものは、こちらに記入していただき、手数料については、事前に確認してください。

■ 請求者と筆頭者(必要な方)との関係(該当する□にチェックしてください)

本人 配偶者 子 孫 祖父母 その他()

注意: 請求される戸籍に記載されていない方が申請する際は、関係のわかる戸籍謄本等のコピーを添付していただく場合がありますので、下記までお問い合わせください。

■ 戸籍の附票の記載事項(※□にチェックが無い場合は記載されません)

本籍・筆頭者氏名の記載が 必要

在外選挙人登録地の記載が 必要(登録のある方のみ)

■ 請求理由(使用目的を詳しくご記入ください)

■ 必要な記載事項(誰のどのようなことが記載されているものが必要か詳しくご記入ください)

例: ○○の死亡の記載があるもの。○○の出生(婚姻)から死亡までの全てのもの。

○○と△△と一緒に記載されたもの。等

同封した手数料	(定額小為替) 円
---------	-----------

特記事項	※ 最近1か月以内に戸籍の届出をされた方は、届出の種類・届出日・提出先をご記入ください。			
	届出の種類 ()届	届出日 年 月 日	提出先市区町村 ()市・区・町・村	

<問い合わせ・送付先>

〒613-8585 京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地 久御山町役場 住民課 戸籍住民係
Tel 0774-45-0014/075-631-6114(直通)

郵送請求による戸籍謄抄本等の請求方法について

※ 次のA, B, C, D, Eをそろえてご請求ください。

A. 戸籍証明書等の請求書

B. 手数料

郵便局発行の「定額小為替」を同封してください。(現金・切手は不可)
なお、手数料(戸籍の附票、身分証明書等)は各市区町村により異なりますので、
本籍地の役所にお問い合わせのうえ、過不足のないように送付ください。

C. 本人確認書類

本人であること及び送付先の住所が確認できる書類を同封してください。
(運転免許証や健康保険証のコピー等)

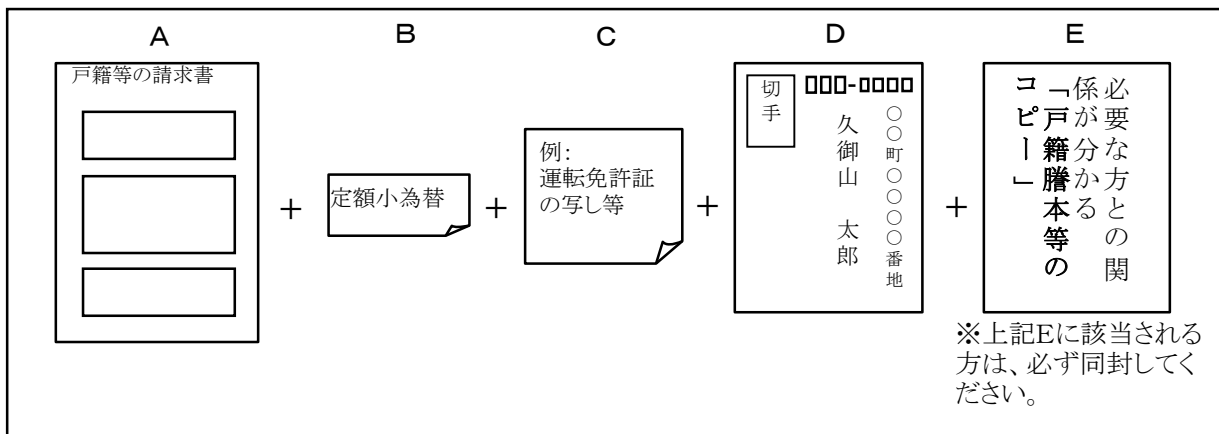
D. 返信用封筒

あなたの住所・氏名を書いていただき、切手を貼ってください。
請求枚数が多い場合は、切手を余分に同封してください。
お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

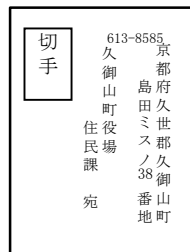
※証明書の送付先は、住民登録地です。

E. 戸籍謄本等

必要とする証明書にあなたが載っていないときは、あなたとの関係がわかる
戸籍謄本等のコピーが必要な場合がありますので、お確かめのうえ、添付ください。



(宛先)
〒613-8585
京都府久世郡久御山町島田ミスノ38番地
久御山町役場 住民課 戸籍住民係
Tel. 0774-45-0014(直通)
075-631-6114(直通)



<お願い>

- ☆代理人が請求する場合、代理人の本人確認書類の写しを同封してください。
また、請求する書類や請求者との関係によっては、委任状が必要となります。
- ☆郵送請求の場合は配達の日数と役場の処理日が必要です。
日数に余裕を持って請求してください。